

学校感染症による出席停止について

東京朝鮮第三初級学校

保護者様

医師により下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。つきましては、主治医の指示に従い、許可が下りるまで家庭で療養させてください。登校する時は、下記の「登校許可証」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

担当医様

日頃より本校園児・生徒がお世話になり、ありがとうございます。下記生徒が、学校感染症にかかっていた場合、治癒して登校しても良いと診断されたなら、下記の「登校許可証」に記入していただき、生徒または保護者に持たせて学校に提出させてください。

東京朝鮮第三初級学校

登校許可証

年 氏名 さん

上記のものは、下記の学校感染症のうち、○で囲んだ病名で加療していました。

第一種 エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルク病、
急性灰白髄炎、ジフテリア、痘瘡、ラッサ熱、
重症急性呼吸器症候群（S A R S）、鳥インフルエンザ（H 5 N 1）

第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘、咽頭結膜熱（プール熱）、結核

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、
その他の感染症（ ）

○ 治癒したので、 年 月 日から、登校を認めます。

年 月 日 医療機関
医師名

印